

沿岸広域振興局長告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和4年3月25日

沿岸広域振興局長 森 達也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重茂半島線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡山田町大沢字寺地越国有林24林班ぬ1小班地先 から宮古市重茂第21地割43番11地先まで	新	B 112.6~12.7 m	m 570.6
	旧	A 10.5~4.9	297.5
		B 112.6~12.7	570.6
宮古市重茂第18地割11番8地先から第14地割63番7地先 まで	新	B 59.7~9.3	769.1
	旧	A 33.4~3.8	819.8
		B 59.7~9.3	769.1
宮古市重茂第15地割4番3地先から第12地割21番2地先 まで	新	B 79.8~10.5	1,286.5
	旧	A 25.9~3.8	359.7
		B 79.8~10.5	1,286.5
宮古市音部第4地割87番29地先から津軽石第5地割74番 2地先まで	新	B 154.0~9.2	7,213.8
宮古市音部第4地割87番29地先から津軽石第2地割31番 1地先まで	旧	A 41.2~4.8	10,386.6
宮古市音部第4地割87番29地先から津軽石第5地割74番 2地先まで		B 154.0~9.2	7,213.8

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- (2) 期間 令和4年3月25日から同年4月25日まで